

鹿児島市立斎場霊灰（残骨灰）等処理業務委託 質疑応答

	質問	回答
1	入札参加資格審査申請に係る書面での結果通知は、いつごろになりますか？	7月8日までに郵送にて書面を送付いたします。
2	年間使用される霊砂の量はどれくらいですか？	霊砂は別添の鹿児島市立斎場霊灰（残骨灰）等処理実績（R元～R3）表中の集塵灰に含まれています。
3	令和元年度及び令和2年度の処理対象物の内訳及び過去3年間の埋葬量はどれくらいですか？	別添の鹿児島市立斎場霊灰（残骨灰）等処理実績のとおりです。
4	入札金額ですが、0円または1円を認められますか？	入札金額0円は無効になります。 1円以上の入札金額を有効とします。
5	マイナス金額の入札金額はお認めになりますか？	マイナス金額の入札は無効になります。
6	「7の(1)申請方法」の部分に受付場所へは郵送（受付期間内必着）と記載されていますが、(2)受付期間の所には（30日の消印有効）と記載されていますが、こちらが正しいのでしょうか。	30日の消印有効となります。
7	入札書を入れる封筒の記載事項がないのですが、任意の記載でよろしいでしょうか。それとも指定記載がありましたら教えてください。	指定記載の封筒等はありません。
8	入札説明書「7. 入札参加資格審査の申請方法等(1)オ、カ」について、関係法令等はありませんが、許可証等とは何が必要になるのでしょうか。	<p>残骨灰は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用を受けないところですが、収集運搬、中間処理が可能であるか確認するため、以下の許可証等の写しの提出をお願いしております。</p> <p>なお、過去3年以内において、鹿児島市と同等規模の地方公共団体（火葬場管理組合等を含む）の残骨・残灰処理業務の実績報告書等の写しを以下の許可証等の写しの代替とすることも可としております。</p> <p><b>【収集運搬業務】</b> 一般廃棄物収集運搬、産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理一般廃棄物収集運搬の許可証のいずれかの写し</p> <p><b>【中間処理業務】</b> 一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業、特別管理一般廃棄物処理業の許可証のいずれかの写し</p>